

群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金交付要綱

(通 則)

第1条 群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クリエイティブ関連企業 アニメ、ゲーム、マンガ、映画、映像、音楽等のコンテンツの企画又は制作等を行う企業。
- (2) 事業所 クリエイティブ関連企業の本社、支社、その他の営業所等、常用的にその業務の用に供するための施設。
- (3) 県内常用雇用者 クリエイティブ関連企業が県内に設置した事業所において雇用する者であって、次の全てに該当するものをいう。
 - ア 県内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7項に規定する住所をいう。）を有するもの。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出が行われた者であって、同法第39条第1項の確認を受けたもの。
 - エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出が行われた者であって、同法第18条第1項の確認を受けたもの。
 - オ 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う事業主に雇用される派遣労働者でないもの。
- (4) 新規県内常用雇用者 県内常用雇用者のうち、事業所の設置にあたり新規に採用したものをいう。
- (5) 営業開始 クリエイティブ関連企業が県内に設置した事業所において、雇用者並びに業務用の什器を配置し、現に業務を開始することをいう。

(目 的)

第3条 この要綱は、群馬県内に新たに事業所を設置しようとするクリエイティブ関連企業に対して、予算の範囲内で財政的な援助を行うことにより、クリエイティブ関連産業の集積及び活性化を図り、もって本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

(交付対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、クリエイティブ関連企業が、次の方法で県内に新たに事業所を設ける立地事業とする。

- (1) 県外に所在する本社の県内への所在地変更
- (2) 県外に本社がある企業の新規事業所の県内設置
- (3) 県外に本社がある企業等による県内での新企業の設立

(交付の要件等)

第5条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 第7条第1項の規定による補助事業者の指定申請（以下「指定申請」という。）の後、原則として6ヶ月以内に事業所の営業を開始する者であること。
- (2) 県内常用雇用者2人以上を継続して雇用し、企画又は制作を行う見込みがあること。
- (3) 第1号の事業所において、交付決定から5年を超えて事業及び雇用を継続する見込みがあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 第6条に規定する補助対象経費に対して、国や県、その他地方公共団体等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (8) 第3条に規定する本補助金の目的に資する事業であると知事が認めるもの。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費、補助率又は金額、限度額等は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金として算出された金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てて交付するものとする。

(補助事業者の指定)

第7条 補助を受けようとする者は、原則として、交付対象事業の着手予定日（別表に規定する補助対象経費に係る契約締結日のうち、最も早い日をいう。）の1ヶ月前までに、群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者指定申請書（様式第1号）を

知事に提出するものとする。ただし、知事が特にやむを得ないと認める場合における提出期限については、この限りでない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、補助事業者として指定するとともに、群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者指定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第8条 補助事業者の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事はその指定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が指定を受けた事業所の新設等を取り止めたとき又は著しく遅滞したとき。
- (2) 国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。
- (3) 補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認めるとき。
- (4) その他、本要綱に違反したとき。

（計画の変更）

第9条 補助事業者は、指定申請の内容に変更（第5条に規定する交付要件及び第6条に規定する補助対象経費に影響しない軽微な事項を除く。）が生じたときは、速やかに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金指定事項変更申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、変更を承認し、群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者指定事項変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（指定の辞退）

第10条 補助事業者は、第12条に規定する交付申請をするまでの間に、計画の中止又は第5条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者指定辞退届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（営業開始）

第11条 補助事業者は、事業所での営業を開始したときは、速やかに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金営業開始届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(年度終了時の交付申請及び実績報告)

第12条 補助事業者は、第7条第2項の規定により補助事業者の指定を受けた日の属する年度の2月末日時点の実績について、同日から20日以内に群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金年度終了時交付申請兼実績報告書(様式第7号)により知事に提出しなければならない。

(補助事業終了時の交付申請及び実績報告)

第13条 補助事業者は、別表に規定する基準日時点の実績について、同日から1ヶ月が経過する日もしくは3月20日のいずれか早い方までに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金交付申請兼実績報告書(様式第8号)により知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定及び通知)

第14条 知事は、前2条の規定により交付申請兼実績報告書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、支障ないものと認められるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(地位承継)

第16条 補助事業者は、交付決定日から5年を経過する日までの間に、合併、分割、相続その他の事由によりその地位を他の者に承継させた場合は、速やかに群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者承継届出書(様式第11号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業者の責務)

第17条 補助事業者は、交付決定日から5年を超えて補助金の交付を受けて設置した事業所での事業及び雇用を継続しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定日から5年間、各年10月1日時点の事業状況等について群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助事業者状況報告書(様式第12号)により知事へ報告しなければならない。ただし、県の訪問を受け、事業状況等の確認を受けた

場合はこの限りでない。

- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した事業所での事業を休止し、若しくは廃止し、又は著しく事業規模の縮小をしたときは、群馬県クリエイティブ産業移転促進補助金補助対象事業所休止（廃止）届出書（様式第13号）を知事へ提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 本補助金に係る帳簿及び証拠書類は、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存し、提出や検査を求められた場合は、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 規則第13条第1項のほか、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

- (1) 交付決定日から5年以内に補助金の交付を受けて設置した事業所での事業を休止、廃止若しくは著しい事業規模の縮小又は県外へ本社移転をしたとき。
- (2) 営業開始後、国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他、本要綱に違反したとき。

附則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。